

経営基盤の強化による経営体の育成について

(法人化の推進と農地中間管理事業等を活用した農地利用の集積・集約化)

地域農政推進課

1 取組方針

- 産業として成り立つ魅力ある農業を実現するためには、他産業と遜色のない所得が得られる経営体を確保・育成することが重要であり、農地・雇用の受け皿となる農業法人等の育成が急務。
- このため、県では、地域の関係機関・団体が連携し、集落営農の法人化や小規模法人の再編等により、組織経営体（農業法人）の新規育成を図るとともに、担い手間の話合いや農地中間管理機構関連対策の活用等により、農地利用の集積・集約化を促進し、経営体の経営基盤を強化。

2 重点推進

- (1) 農地・雇用の受け皿となる組織経営体（農業法人）の育成
- (2) 人・農地プランエリアにおける市町村等と連携した担い手間の話合い促進等と、農地中間管理機構関連対策等の活用による農地集積・集約化

3 これまでの取組

時 期	内 容
4月～	<ul style="list-style-type: none">・ 地域振興局内及び関係機関・団体との推進チーム体制を整備・ 法人化等支援地区の設定、支援（県全体で44地区）・ 農地集積・集約化実践重点地区の設定、支援（県全体で22地区）
7～8月	<ul style="list-style-type: none">・ 地域振興局単位で現地検討会を開催し、支援地区の進捗状況や今後の活動計画等について情報を共有化

農地中間管理機構の取組状況等について

1 事業の目標

県では、「農地中間管理事業に関する基本方針」を定め、担い手が利用する農地の割合について、概ね10年後の目標を9割に設定

	現在（平成24年度）	概ね10年後（平成35年度）
耕地面積(①)	173,100ha	172,000ha
うち担い手が利用する面積(②)	90,410ha	154,000ha
②/①	52%	90%

2 事業の行程

時 期	内 容
平成26年3月31日	・公益社団法人新潟県農林公社を農地中間管理機構に指定
4月～	・市町村単位で関係機関・団体間の役割分担の調整を進め、業務委託を手続き中（これまでに委託契約の意向があった団体は74）
6月～	・借受希望者を募集（6月6日(金)から7月5日(土)の30日間） ・その後、市町村によっては臨時募集を実施
9月～1月頃	・出し手農家からの農地中間管理権の取得
1月～4月頃	・借受希望者への農地の貸し付け（農用地利用配分計画の公告）

3 県の取組方向

- 農地の受け皿となる経営体や小規模農家等も役割が発揮できる集落営農など担い手の確保・育成
- 農業生産の組織化・法人化の推進
- 出し手農家が農地を貸しやすい環境づくりによる農地利用の集積・集約化の推進
- 中山間地域における広域連携も含めた集落営農の育成及び多様な担い手の確保

農地中間管理機構の借受希望者の公表状況

平成26年9月17日現在

市町村名	借受希望者数	借受希望面積 (ha)
村上市	297	1,600
関川村	55	156
新発田市	435	1,938
阿賀野市	216	717
胎内市	51	345
聖籠町	35	132
新潟市	818	3,039
五泉市	59	199
阿賀町	0	0
三条市	159	539
燕市	191	737
加茂市	0	0
田上町	27	82
弥彦村	17	42
長岡市	258	1,636
見附市	61	279
小千谷市	138	604
出雲崎町	13	30
魚沼市	123	443
南魚沼市	184	854
湯沢町	15	26
十日町市	91	580
津南町	0	0
柏崎市	345	1,644
刈羽村	38	190
上越市	379	2,489
妙高市	42	92
糸魚川市	43	211
佐渡市	216	652
計	4,306	19,255

(平均3000ha/年)

農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額253億円】
(補正153億円/当初100億円)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

【140億円】

1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
※毎年度一定時点で判断

3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付
(使い方は地域の判断)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の2倍)(28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2ha以下：50万円/戸

2ha超：70万円/戸

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

3 交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の4倍)

(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)

※ このほか交付事務費として3億円

交付に関する県の基本的な考え方

- 経営転換協力金及び耕作者集積協力金については、制度の継続性を確保する観点から最優先で交付
- 地域集積協力金については、残額の中で取組地区に優先順位を付けて交付
- 予算の不足で交付できない地区は、翌年度以降にあらためて優先順位付け

本県への現時点の配分額: 11億円

5



地域集積協力金の交付イメージ

取組地区に優先順位を付けて上位地区から規定どおりに交付

(それ以外の地区は、翌年度以降の交付対象とし、各年度で判断される優先順位により対象の可否を判定。)

優先順位の考え方

◆担い手へ新たに集積・集約された実面積の割合 (集積・集約率)に基づき優先順位を判定

※担い手の範囲は、人・農地プランの中心経営体を基本とし、
認定農業者、集落営農、認定新規就農者も対象

(算定方法)

$$\text{集積・集約率} = \frac{\text{担い手への新たな集積・集約実面積}}{\text{機構に貸付けられた面積}}$$

◆同率の場合は、集積率、集積面積の順で判定

◆担い手の法人化に伴う貸付けは新たな集積の対象としない (法人化する際に新たに構成員に加わった分の集積は対象)

【イメージ】

	集積・集約率 (%)	集積率(%)	集積面積(a)
A地区	60	50	300
B地区	53	40	400
C地区	40	30	350
D地区	40	30	200
E地区	37	35	230
⋮	⋮	⋮	⋮
R地区	28	18	100
S地区	27	22	90
T地区	27	12	160
U地区	20	18	100

○集積面積により
C地区が上位

○集積率によりS地区
が上位

★交付地区へは規定
どおり交付

合否ライン

翌年度以降

※担い手への新たな集積面積とは、機構を通した貸借の前後での、担い手が耕作する農地の増加面積

※担い手への新たな集約面積とは、機構を通した貸借の前後での、担い手が耕作するまとまりのある農地の増加面積

水田フル活用と米政策の見直しへの対応について

新潟県農林水産部

1 取組方針

- ブランドにふさわしい食味・品質の米を安定供給し、消費者の信頼を確保していくため、区分集荷・販売の取組を推進する。
- 需要量の維持・拡大に向け、業務用米等のニーズに対応するため、コシヒカリからゆきん子舞等の収量性の高い銘柄米への誘導を推進する。
- 非主食用米については、国の制度を最大限活用し、水田フル活用による所得の確保を図る。

2 重点推進事項

○ 重点推進事項

- ・ 新潟米にふさわしい食味・品質の確保
- ・ 多様な銘柄米の生産拡大 *ゆきん子米、県産米、コシヒカリへの誘導*
- ・ 非主食用米における多収性品種の生産拡大 *新潟県産、種子供給体制、技術普及*

3 これまでの取組等

- コシヒカリの区分集荷・販売の拡大
 - ・ 重点推進地域に対する意識啓発活動
 - ・ ほ場段階における簡易なタンパク質含有量推定技術の検証
- 多様な銘柄米の生産拡大
 - ・ 栽培技術の普及に向けた展示ほの設置
 - ・ 多様な銘柄米誘導モデル地区の設置
- 非主食用米における多収性品種の導入
 - ・ 種子供給体制の整備
 - ・ 多収性品種の生産拡大と多収穫技術の定着・普及
 - ・ 県内実需者との需給体制の確立（農業者・集荷業者と実需者のマッチング）

4 今後の対応について

- ・ コシヒカリの区分集荷・販売の取組を継続・加速
- ・ コシヒカリ以外の収量性の高い品種への作付誘導
- ・ 県内の食品産業や畜産農家等の需要の確保と非主食用米の生産拡大
- ・ 非主食用多収性品種の作付拡大と展示ほの結果を踏まえた安定多収技術の普及

(参考資料)

○ 非主食用米の生産状況

非主食用米の拡大は、面積では加工用、備蓄が大きく、伸びでは飼料用が大きい。

【新潟県の作付面積】 (単位：ha)

	非主食用米 合計	加工用米	新規需要米	新規需要米		備蓄米
				飼料用米	米粉用米	
26年	16,300	6,586	2,945	876	1,107	6,769
前年差 (前年比)	2,353 (117%)	918 (116%)	538 (122%)	225 (135%)	186 (120%)	897 (115%)

※加工用米、新規需要米は、計画認定面積

※備蓄米は、国は経営所得安定対策申請面積、県は地域協議会まとめ

【参考：全国の作付面積】 (単位：ha)

	非主食用米 合計	加工用米	新規需要米	新規需要米		備蓄米
				飼料用米	米粉用米	
26年	163,763	48,743	71,073	33,881	3,401	43,947
前年差 (前年比)	40,927 (133%)	10,704 (128%)	17,329 (132%)	12,079 (155%)	▲564 (86%)	12,894 (142%)

○ 水田フル活用の状況

本県は、非主食用米が拡大し水田フル活用が拡大。一方、全国は全体面積が減少。

【新潟県の作付面積】 (単位：ha)

	主食用米	非主食用米	主食+非主食	その他	計
	①	②	③=①+②		
26年	105,300	16,300	121,600	14,178	135,778
前年差	▲1,800	2,353	553	▲123	430

※ その他：大豆、麦、飼料作物、そば、なたね、野菜、果樹、花卉、その他
(経営所得安定対策対象面積、地域協議会まとめ)

【参考：全国の作付面積】 (単位：ha)

	主食用米	非主食用米	主食+非主食
26年	1,474,000	163,763	1,637,763
前年差	▲48,000	41,020	▲6,980

平成26年産米の作柄概況等について

1 作柄について（「9月15日現在における作柄概況」9月26日公表）



- ・本県の作柄：やや良（作況指数「102」）
- ・全国の作柄：平年並（作況指数「101」）
- ・良～やや良：11道県（新潟県、北海道、東北他）
- ・平年並み：15都府県（東海、北陸、他）
- ・やや不良：20県（近畿、中国、四国、九州他）

【参考】作柄と作況指数

良	やや良	平年並み	やや不良
106以上	102～105	99～101	95～98

2 品質について

【水稻うるち玄米の1等級比率（平成26年9月30日現在）】（単位：％）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
こしいぶき（早生）	18	85	84	87	45
コシヒカリ（中生）	20	78	60	74	88

【地域別の1等級比率（平成26年9月30日現在）】（単位：％）

	一般	魚沼	岩船	佐渡
コシヒカリ	88	89	82	88

※農林水産省公表（平成22年～24年：確定値、平成25年：26年3月末現在速報値）及びH26は農産物検査協会聞きとり

3 食味・品質の確保対策について

- 低地力地域での土づくりの推進
⇒ 全JAで、低地力地域での土づくりの実践を加速
- 「適期中干し」の徹底
⇒ 生育過剰を防止する「適期中干し」を徹底するため、マスコミ等を通じて情報発信を強化

【参考】台風11号（フェーン現象）による白穂被害の状況

- 8月10～11日に台風11号によるフェーン現象が発生、出穂期と重なったコシヒカリを中心に白穂や変色粳が発生
- 被害は、村上、新発田など下越地域を中心に、佐渡市、南魚沼市で発生し、県全体で約1万5千haの被害が報告されている。
- 多発した地域では、未熟粒等が発生し、品質・収量に影響を及ぼしている。（詳細については今後調査）

26年産米の仮渡金と相対販売基準価格

(単位：円/60kg税込)

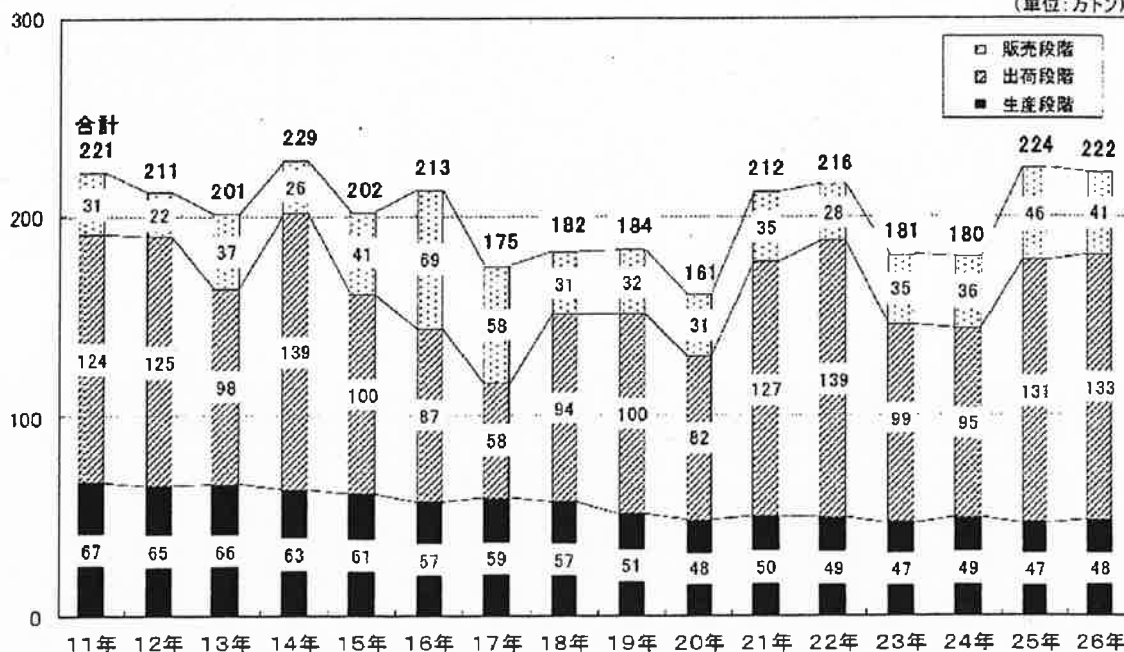
産地	品種銘柄(地域区分)	仮渡金	前年差	相対販売基準価格	前年差
新潟	コシヒカリ (一般)	12,000	▲ 1,700	15,000	▲ 1,300
新潟	コシヒカリ (魚沼)	14,200	▲ 2,500	18,500	▲ 2,500
新潟	コシヒカリ (岩船)	12,000	▲ 1,700	15,300	▲ 1,300
新潟	コシヒカリ (佐渡)	12,000	▲ 1,700	15,300	▲ 1,300
新潟	こしいぶき	9,000	▲ 2,700	11,500	▲ 2,500
北海道	ゆめぴりか	12,000	▲ 1,500	15,700	▲ 1,000
岩手	ひとめぼれ	8,400	▲ 2,800	11,900	▲ 2,200
宮城	ひとめぼれ	8,400	▲ 2,800	—	
秋田	あきたこまち	8,500	▲ 3,000	—	
山形	つや姫	12,500	▲ 1,200	—	
茨城	コシヒカリ	9,000	▲ 2,500	12,500	▲ 2,500
栃木	コシヒカリ	8,000	▲ 3,800	12,500	▲ 2,500
千葉	コシヒカリ	9,000	▲ 3,000	12,500	▲ 2,500
富山	コシヒカリ	10,500	▲ 1,800	13,300	▲ 1,700
石川	コシヒカリ	10,000	▲ 2,000	13,000	▲ 2,000
福井	コシヒカリ	10,300	▲ 2,000	13,000	▲ 2,500
愛知	コシヒカリ	9,100	▲ 3,300	12,100	▲ 2,700

※ 仮渡金は、1等価格

※ 相対販売基準価格は、基準地着・裸

(1) 民間流通における6月末在庫の推移

(単位：万トン)



農林水産省「米に関するマンスリーレポート」

14年産米需給で農水省

緩和基調若干締まる

10月作況で下方修正も

農水省は9月30日、自民党の農林合同会議で2014年産米の需給について「前年と同様か若干、需給緩和基調が締まる」との見方を示した。産地が生産調整の達成に努め、主食用米の生産量そのものが前年産と比べて減っているためだ。天候不順が続いたことから、作況指数が次回10月15日時点で下方修正される可能性を含め注視する必要があるとした。ただ、出席議員からは農家の営農を継続させ、農政改革を軌道に乗せるための対策を求める声が相次いだ。

(3面に関連記事)

応じたい考えだが、農家の資金繰りを含め、新たな対策の検討を求める声

も出席者から上がった。主食用米の生産減に加え、14年産を見通す上での留意点として同省は、主食用として流通しない「ふるい下米が増える可能性」を挙げた。9月15日現在の作柄状況として、もみ数が多く登熟が悪く傾向にあるからだ。生産現場では1・85の「ふるい下米」のふるい目が使われる。今年のような作柄でふるい目を1・85と想定した場合、もみ数が少なく登熟の良い年と比べ、ふるい下米の割合は1割程度増えるとした。1割を数量に換算すると約8万トになる。農水省は「ふるい下米が多くなると主食用の供給が減り、作況が同じでも流通量が変わる可能性がある」と指摘した。

自民党農継統へ対策を

14年産米の主食用米生産量は、前年産から28万ト減の790万ト。生産数量目標は765万トで、目標配分が始まった04年産以降最大の削減幅となったが、産地は主食用米への転換を推進。実際の作付面積147万4000haのうち過剰作付けは2万8000haで、前年産とほぼ同水準に下がった。

見方を示した。ただ、米卸への販売が本格化するのは10〜11月以降で、農家の収入減少影響緩和策(ナラシ対策)の補てんも含め、農家の経営安定につながる可能性がある。そうした見通しに期待を込め、同省は、出席議員からは「米を刺す意見もあった。同省は現時点でナラシ対策で

こうした状況を踏まえ、同省は会合で「前年同様か若干、需給緩和基調が締まっている」と評価している(生産面)との

営農型太陽光発電の課題と対応

1 現状

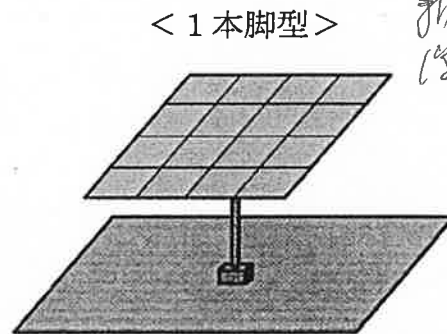
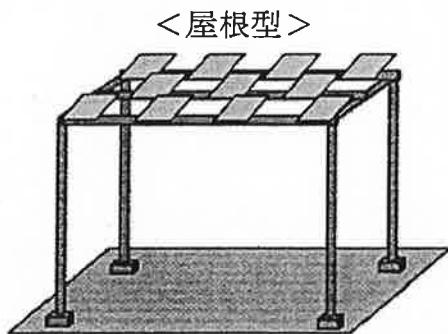
- ・ 全国では平成 26 年 1 月末時点で 69 事例（平成 26 年 2 月 27 日 日本農業新聞）
- ・ 本県は平成 26 年 10 月 1 日時点で 4 事例（新潟市江南区、西区（2 件）、秋葉区）

<全国のソーラーシェアリングの導入事例>

場 所	発電出力	タイプ	支柱高	栽培作物	農地面積
新潟市江南区	24 kW	屋根型	2 m	みょうが	3.3 a
千葉県市原市	34.8 kW	屋根型	3.5m	野菜（20 種類）	7.5 a
千葉県八街市	44 kW	屋根型	—	みょうが、フキ	30 a
静岡県菊川市	200 kW	屋根型	—	茶（抹茶）	40 a
愛知県豊田市	58.5 kW	屋根型	3 m	かんきつ	7.7 a
島根県益田市	250 kW	屋根型	—	サカキ	25 a
福島県いわき市	420 kW	1 本脚型	5 m	加工用イチジク	150 a

資料：新聞報道（産経新聞（H26.8.6）、朝日新聞（H26.5.31）、日本農業新聞（H25.8.1、H26.2.28、3.7））

（参考）ソーラーシェアリング設備のタイプ



2. 18.8m
 18.5m
 20.1m
 3.2

2 課題

- ・ 遮光条件下での作物生産への影響について検討が必要
- ・ 既存電線までの距離など、立地条件の検討が必要

【農水省の農地転用許可制度上の取扱いに関する通知（H25.3）の概要】

- ・ 条件を満たせば、一時転用許可が可能（3 年以内、再申請可）
- ・ 転用には営農の継続や、作付けした農作物の一定の収量（8 割以上）及び品質の確保等が求められる

3 対応

県としては、県内の先行する取組事例も参考にしつつ、導入に意欲的な農業者等への情報提供や、発電設備関係事業者等とのマッチング、営農面での指導助言等を実施

業者、対応に追われ

小規模発電継続に安心も

東北電・再生エネ買い取り中断

東北電力(仙台市)が出力50キロワット以上の再生可能エネルギーの買い取り契約を中断すると発表した30日、太陽光発電に携わる県内業者は客への説明などに追われ、もともと早く発表してくれば良かったのにとの不満が聞かれた。50キロワット未満は対象外なので影響はないと安心した業者もいた。東北電が買い取り契約の受け付け中断などを検討していることが明らかになった。9月25日だった。

太陽光発電設備を販売・施工するテクノナガイ(新潟市北区)は25日以降、客への電話対応に追われたほか、客から頼まれた申請が

20年以上あったため、社員総出で、土日返上し申請書類の作成に追われた。30日までに東北電への提出をほぼ終えたが、担当者は「お客さまのためにも、もう少し時間的な余裕が欲しかった」と声を落とした。

太陽光パネルの取り付け部品を製造する業者は「このままいくとは思っていません。予想よりも早かったが想定内だ。今後は需要の減少が避けられないが、全国的に販路を広げ、減少幅を縮めたい」と語った。

東北電によると、買い取り制度で国の認定を受けた太陽光発電設備の出力はこれまで2月まで500万キロワット

満たなかった。しかし4月からの買い取り価格引き下げを前に、3月に駆け込み需要で出力は倍増。5月末には1149万キロワットに達した。

東北電新潟支店(新潟市中央区)で記者会見した笠原幸夫副支店長は「太陽光発電が予想以上の伸びだった」と説明。急増を6月中旬に把握したものの、状況分析や国との協議に時間がかかったため、「この時期

での発表となったことに理解をいただきたい」と釈明した。大型蓄電池システムの実証事業や他の電力会社と連携するなどの対策が可能かどうか早急に検討し、「再生エネルギーの導入拡大に向けて最大限の取り組みをしたい」と語った。

一方、東北電は出力50キロワット未満で接続する住宅用太陽光発電などはこれまで通り受け付け、回答を継続するとしている。住宅と太陽光設備をセットで販売しているアサヒアレックスホールディングス(新潟市中央区)は「小規模な発電分は中断にならないため、この時期

「再生エネ買い取り制度が専門家は、買い取り制度が

た」とみている。自然エネルギーを研究している新潟経済社会リサーチセンターの佐々木勉・主管研究員は、2011年成り立の再生可能エネルギー特別措置法で「施行から3年間は供給者の利潤に配慮すべき」との規定があることを挙げ、「普及させるためには買い取り価格を高める必要がある」と説明。

買い取り価格を発電事業者の視点で決めた結果が、今回の動きにもつながったのではないかとみる。

住宅向け太陽光発電の普及を

及を図るため、県や施工・販売業者らはことし2月、県太陽光発電導入促進協議会を発足させた。近藤一彦会長は住宅のような50キロワットの発電は中断の対象とならないことを強調し、「太陽光発電の機運が下がらないよう、正しい情報を発信していきたい」と語った。

東北電は「再生エネ買い取り価格引き取り制度つく契約の受け付けを30日までの問い合わせ集計した。

九州電力が「再生エネ固定価格買い取り制度」を30日までの問い合わせ集計した。

「もう契約できなくなっているのか」という問い合わせが多かった。県内問い合わせは74件だった。

「供給安定化策に要がある。県としておしつらよいか検討を」とした。具体例として蓄電池や揚水発電などが「いくつか候補が、コストパフォーマンスが合わないといけない」と述べた。

高めの価格設定裏目に

供給安定化策「国は検討を」

問い合わせ425件

東北電が出力50キロワット以上の再生可能エネルギーの買い取り契約の受け付けを中断すると発表したことについて、泉田裕彦知事は30日、県庁で報道陣に「電力供給を安定化させる仕組みをどうするか、国全体を挙げて取り組んでいく必要がある」と述べた。県の太陽光発電事業には「既に接続が認められているため、あまり影響はないのではないか」との見方を示した。 泉田知事は再生エネルギー